

第1章 ものづくり産業の振興に係る施策

第1節 研究開発

1. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

試験研究費の額に一定割合を乗じて計算した金額を税額控除できる制度（中小企業等は「中小企業技術基盤強化税制」）。試験研究費の額の増減割合に応じた税額控除率を適用するとともに、特別試験研究費の額（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）に係る税額控除制度、試験研究費の金額が平均売上金額の10%相当額を超える場合の控除率、控除上限の上乗せ措置等を引き続き講じた。2026年度税制改正では、「強い経済」の実現に向けて、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資へ重点化する観点から、産業技術力強化法の改正を前提に、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型（控除率40%）」のうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型（控除率50%）」を創設するとともに、「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）及び「中小企業技術基盤強化税制」に対する「繰越税額控除制度（3年間）」を創設するなどの改正を行った。

2. ものづくり基盤技術の開発支援

(23) CO₂等を用いたプラスチック原料製造技術開発（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限1,540.3億円）

素材産業におけるカーボンニュートラル実現には、プラスチック原料など化学品製造時のCO₂排出削減が必要であり、そのためには燃料転換・原料転換の取組が重要である。本事業では、熱源のカーボンフリー化によるナフサ分解炉の高度化技術や、廃プラ・廃ゴム、CO₂、アルコール類等からの化学品製造技術の開発を実施した。

(24) 製鉄プロセスにおける水素活用（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限4,391.6億円）

鉄鋼は、カーボンニュートラル社会においても、自動車や各インフラ等で大きな需要が見込まれているが、製造過程でCO₂を多く排出することが課題である。製鉄プロセスにおけるカーボンニュートラルの実現に向け、現在普及している高炉法を活かした、水素の大量吹き込みによる大規模な高炉水素還元技術や高炉排ガスに含まれるCO₂の還元材等への利活用技術等の開発を行った。また、電炉法における低品位鉄鉱石の活用を見据え、直接水素還元炉の技術開発や電炉における不純物濃度の制御技術等の開発を実施した。

(25) CO₂を用いたコンクリート等製造技術開発（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限 566.4 億円）

製造プロセスでCO₂を用いたコンクリートの普及については、用途拡大・低コスト化が課題である。このため、CO₂を原料として利用しCO₂排出削減・固定量を最大化するコンクリートの開発、より低コストな製造・現場施工技術の開発、コンクリート内CO₂量の評価、品質管理の手法確立及び標準化等に取り組んでいる。また、セメント分野におけるカーボンニュートラル実現のためには製造時に必然的に発生するCO₂への対策が不可欠である。このため、原料の石灰石から発生するCO₂を回収する製造プロセスの開発及び回収したCO₂の炭酸塩化に係る研究開発を推進している。

(26) 次世代蓄電池・次世代モーターの開発（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限1,510億円）

自動車の利用段階のCO₂排出量削減に向けては、電動化が不可欠である。その課題として、電動パワートレインの容量／重量から、車両の積載能力低下、航続距離制約が生じ、結果として、軽自動車や大型車など、電動化が難しいモビリティ領域が存在することに加えて、希少資源を多く用いるほか、リサイクルシステムが未確立、製造時GHG排出が多い、といったサプライチェーン強靱化やサステナビリティの観点からの課題もある。このため、蓄電池・モーターについて、自動車分野における脱炭素化と産業競争力強化の実現を目指し、高性能化、省資源化、リサイクル／製造時GHG排出削減のための研究開発を推進している。

(27) 電動車等省エネ化のための車載コンピューティング・シミュレーション技術の開発（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限420億円）

自動車の利用段階のCO₂排出量削減に向け、交通渋滞やその原因となる事故の防止につながる自動運転の社会実装が期待される一方で、自動運転に必要な車載コンピューティングは膨大な電力を必要とし、電動車の航続時間・距離に影響を与える可能性がある。そこで、特に消費電力に影響する自動運転ソフトウェア、センサーシステムの省エネ化の研究開発を実施した。同時に、電動化・自動化で開発体制の転換が求められるサプライチェーン全体の競争力強化のため、自動化に対応した電動車全体の標準的シミュレーションモデルの開発を推進している。

(28) スマートモビリティ社会の構築（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限1,148.1億円）

運輸部門のカーボンニュートラル実現に向け、商用電動車の普及に加え、エネルギーマネジメントや運行管理の最適化を図るため、様々な業態における商用電動車の走行データや外部環境データと連携し、充電・充電インフラの適正配置

やGHG排出量の可視化・最小化を目指したシミュレーション技術の開発を推進している。

(29) 次世代デジタルインフラの構築（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限1,836.1億円）

カーボンニュートラルの実現には自動車や鉄道など様々な電気機器に使用されるパワー半導体及びデータ量増加に伴うデータセンターの省エネ化が不可欠である。パワー半導体について、次世代パワー半導体（SiC、GaN等）による50%以上の損失低減と、社会実装を促進するための低コスト化を目指した開発を推進している。また、データセンターのサーバ内等の電気配線を光配線化する革新的な光電融合技術により、データ集約拠点であるデータセンターの35%以上の大幅な省エネ化を目指した開発を推進している。加えて、ハードウェア、ソフトウェア、システムベンダー、ユーザー等の多様な企業が参画したIoTセンシングプラットフォームを構築し、これを基盤としたコンピューティングにより、IoTセンシングデータの処理に必要な電力を40%削減することを目指した開発を推進している。

(30) 次世代航空機の開発（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限510.8億円）

航空分野における脱炭素化の要請に基づくグリーン技術へのシフトを我が国航空機産業の競争力の飛躍的な強化につなげることを目的として、①水素燃料貯蔵タンクや水素エンジン燃焼器、水素燃料供給システム等の研究開発、②主要構造部材の飛躍的な軽量化に寄与する成型技術や複雑形状化技術の研究開発、③液体水素燃料を用いた燃料電池電動推進システムの研究開発、④電力制御等の航空機電動化に係る研究開発を推進している。

(31) バイオものづくり技術によるCO2を直接原料としたカーボンリサイクルの推進
（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限1,774.7億円）

水素酸化細菌等、CO2を直接原料とするバイオものづくりを念頭に、①微生物等設計プラットフォーム技術の高度化、②微生物等の開発・改良、③微生物等による製造技術の開発・実証等を推進している。これらの事業を通じて、有用微生物開発期間を事業開始年度比10分の1に短縮、CO2を原料に物質生産可能な商用株を開発、製品の製造コストを代替製品の1.2倍以下へと低減することを目指した開発を推進している。

(32) 製造分野における熱プロセスの脱炭素化（グリーンイノベーション基金事業の内数：上限325.1億）

将来的にアンモニアや水素の安価かつ大量の供給基盤が確立されることを見据え、カーボンニュートラル対応工業炉に必要な燃焼技術、燃焼炉から電気炉への転換を進めるために不可欠な電気炉の受電容量低減・高効率化技術等の確立と社会実装に向けた研究開発を行っており、これまでに研究開発目標の達成に必要なカーボンニュートラル対応工業炉に関する共通基盤技術開発を実施した。

4. 提案公募型の技術開発支援

(3) ディープテック・スタートアップ支援事業（ディープテック・スタートアップ支援基金の内数：上限1,000億円）

事業化に時間や規模の大きな資金を要するディープテック・スタートアップの事業成長を後押しするため、実用化に向けた研究開発、量産化や海外展開のための技術実証に係る支援を行った。

(4) 中小企業新事業進出促進事業（中小企業等事業再構築促進基金：2兆3,369億円の
内数）

ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するために、新規事業分野への進出等の新市場進出、事業・業種転換又はその取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援することを目的とし、経費の一部を支援した（2026年3月末時点採択件数：1,950件）。

6. 大学等の能力を活用した研究開発の促進

(10) 革新的GX技術創出事業 (GteX)（革新的GX技術創出事業基金の内数：上限496億円）

我が国のアカデミアが強みを持つ「蓄電池」、「水素」、「バイオものづくり」の3つの重点領域を設定し、技術成熟度を高める研究開発スキームの導入を行いながら、材料等の開発やエンジニアリング、評価・解析等を統合的に行うオールジャパンのチーム型研究開発を展開している。

7. 科学技術イノベーション人材の育成・確保

(5) 国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（創発的研究推進基金の内数：上限213.1億円）

緊急性の高い国家戦略分野として、次世代AI分野（AI分野及びAI分野における新興・融合領域）を設定し、人材育成及び先端的研究開発を推進している。①若

手研究者及び②博士後期課程学生への支援を行っている。①緊急性の高い国家戦略分野への挑戦を志す若手研究者が、所属機関にかかわらず、最適な場所を求めて自由に独立して研究に従事し、ステップアップできる環境を構築している（クロスアポイントメント制度の最大活用）。②博士後期課程学生については、国家戦略分野の研究者層を厚くするため、同分野に資する研究に取り組もうとする学生に対して、十分な生活費相当額及び研究費をインセンティブ付与している。

第2節 産業振興

1. 環境性能の高い製品の普及促進等

(1) 電動車普及目標・長期ゴール

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めている。自動車については、2030年代前半までに商用化を目指す合成燃料（e-fuel）の内燃機関への利用も見据え、2035年までに新車販売でいわゆる電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）を100%とする目標を掲げている。

(2) 環境性能に優れた自動車に対する自動車関係諸税

2026年度税制改正において、自動車重量税のエコカー減税については、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長することとなった（2028年4月末まで）。

また、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を2年延長することとなった。

2. 新たな集積の促進又は既存集積の機能強化及び新規産業等に係る支援機能の充実

(2) インフラシステム海外展開

2024年12月に、2030年を見据えた、従来のインフラの概念を超えた領域における今後の海外展開の方向性を示すため、経協インフラ戦略会議にて、「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定した。本戦略では、①相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、②経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、③GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応を柱に掲げ、2030年に45兆円のインフラシステムの受注額を目指すこととしている。

3. サイバーセキュリティの強化

(10) 先進的サイバー防御機能・分析能力強化のための研究開発（経済安全保障推進法に基づく指定基金の内数：上限320億円）

経済安全保障重要技術育成プログラムを通じ、2024年7月から5か年計画で本プロジェクトを実施。AIによる新たなサイバー攻撃リスク等に対応し、安全なサイバー空間やデータ流通に資する技術を確立し、我が国の状況把握力・防御力を向上させることが目的。2025年度は、基礎技術等の確立に向けた研究開発を継続的に実施するだけでなく、関係機関との連携を進めるなど、社会実装に向けた活動を実施した。

4. 知的財産の取得・活用に関する支援

(1) 模倣品・海賊版対策について

2004年8月に経済産業省に設置され、2020年4月に特許庁へ移管された政府模倣品・海賊版対策総合窓口（一元的相談窓口）において、権利者等からの模倣品・海賊版に関する相談や情報提供を受け付け、関係省庁と連携して解決への対応を行うとともに、必要に応じて外国政府等への働きかけを実施した。

(2) 知的資産経営の推進

日本企業における自主的な知的資産経営報告書の作成による無形資産の見える化の促進に資するため、「知的資産経営 WEEK2025」の開催を支援し、知的資産経営の更なる普及・啓発を図った。

(3) 営業秘密に関する取組

官民の実務者間において、企業情報の漏えいに関する最新の手口やその対応策に関する情報交換を密に行う場である「営業秘密官民フォーラム」を2025年6月に開催するとともに、営業秘密関連のセミナーやイベント等に関する情報を掲載した営業秘密に関するメールマガジン「営業秘密のツボ」を毎月配信している。また、秘密管理の意義・必要性、漏えい対策のポイントについて、HPの資料公表、講演・セミナー等で周知・啓発活動を引き続き行った。加えて、グローバル化により海外進出する日系企業が増加する中で、海外における意図しない営業秘密・技術流出防止を目指すべく、在外日系中堅・中小企業を主なターゲットに据えて、現地専門家によるハンズオン支援と情報提供活動を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業等アウトリーチ事業」を2019年度から実施しており、2025年度は、中国、タイ、ベトナム及びインドネシアにおいて個別支援を実施した。また、EU、ドイツ、英国における現地法制度の状況等に焦

点を当て、営業秘密に関する欧州法制度の概要をまとめた調査報告書を作成した。

(4) 知財権情報の活用に関する支援

①特許情報の提供

特許情報を活用した効率的な先行技術調査や技術開発等を促進するため、インターネット上の無料サービス「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」を通じて、国内外で発行された約1億8,000万件の特許、実用新案、意匠及び商標の公報並びに審査関連情報を提供している。審査関連情報については、「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会」を通じて、世界各国の特許出願に関する情報を一括把握することが可能である。2025年度には、J-PlatPatにおいて、特許・実用新案分類照会（PMGS）の「FI／ファセット簡易表示」機能において、過去の改正時点の特許分類情報（FI情報）を参照可能とする改善等を実施した。また、「外国特許情報サービス（FOPI SER）」を通じて、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情報を検索・照会できるサービスを提供している。

(5) 権利化に対する支援

①円滑な権利化に対する支援

中小企業の円滑な特許権取得を促進するため、原則として、全ての中小企業を対象として、特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料）を2分の1に軽減・支援する措置を講じている。

また、スタートアップ企業・小規模企業を対象として、一定の要件を満たした場合に特許料（第1年分から第10年分）、審査請求料、PCT国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料）を3分の1に軽減・支援する措置を講じている。なお、中小企業による2024年度の軽減措置の利用件数は107,942件（うち、「福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）」の認定中小企業については、現行制度下での活用実績を計上）であった。

②早期権利化に対する支援

研究開発成果の早期活用、グローバルな経済活動等に対する支援を目的として、一定の要件を満たす特許出願について、出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早く行う早期審査・早期審理を継続して実施した。加えて、地震により被災した企業の企業活動に必要な技術を早期に保護し、活用可

能とするため、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」の適用される地域（東京都を除く）に住所又は居所を有する被災した企業、個人等が簡便な手続で早期審査・早期審理を受けられる「震災復興支援早期審査・早期審理」を実施している。さらに、新たな技術開発を行い、市場を開拓する段階にあるスタートアップによる戦略的な特許権の取得をサポートすべく、「スタートアップ対応面接活用早期審査」及び「スタートアップ対応スーパー早期審査」を2018年7月より開始した。2025年度は、早期審査の申請件数が22,659件あった。

③世界で通用する安定した権利の設定に向けたインフラ整備

企業活動のグローバル化や事業形態の多様化に伴い、企業の知的財産戦略も事業を起点としたものに移りつつある。そこで、事業で活用される知的財産の包括的な取得を支援するために、2013年4月から「事業戦略対応まとめ審査」を開始し、2022年7月にはユーザーがより活用しやすいように運用を見直し、ガイドラインを改訂した。「事業戦略対応まとめ審査」は、新規の事業や国際展開を見据えた事業に係る製品・サービスを構成する複数の知的財産（特許・意匠・商標）を対象として、事業説明を受けた上で、分野横断的に一括して審査を行うものである。これにより、企業の望むタイミングで、企業の事業展開を支える知財網の形成が可能となる。

また、様々な技術分野におけるAI関連発明の出願に対応するため、特許庁では、「AI審査支援チーム」を通じて、各審査部門が担当する技術分野を超えて連携している。AI審査支援チームは各技術分野に配置された39名の「AI担当官」から構成され、最新のAI関連技術に関する各技術分野における審査の事例を蓄積・共有し、AI関連発明の効率的かつ高品質な審査を行う環境を整備している。併せて外部有識者「AIアドバイザー」を設置し、特許審査官向けの技術研修や質問対応を通じて、最新のAI技術に関する知見の向上を図っている。

(6) 知的財産の戦略的な活用に対する支援等

③イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）

国内で自ら行った研究開発から創出された知的財産（特許権、AI関連のプログラムの著作物）由来の所得（ライセンス所得、譲渡所得）について、30%の所得控除を認める制度を、2025年4月1日より開始した。

(7) 技術情報の管理に関する取組

「産業競争力強化法（平成25年法律第98号）」に基づき、自社の持つ技術情報やノウハウ等の管理体制について、事業者が、国が認定した認証機関から認証を受けることできる「技術情報管理認証制度」により、事業者の情報セキュリティ対策を促進した。2025年5月に技術情報管理自己チェックリストの更新を行い、ま

た、主に中小企業を対象に、技術情報管理体制の構築に向けた支援等を行う専門家の派遣事業を実施した。さらに、技術流出対策ガイダンスを策定し、重要技術を保有する企業に対して普及するため、全国規模のアウトリーチ活動を行った。

5. 戦略的な標準化・認証の推進

(3) 世界に通用する認証基盤の強化

①大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池システムの試験・評価

日本企業の海外展開の観点から戦略的に重要な分野について、試験・評価の結果が国際的に認められる認証基盤を国内に整備するため、大型パワーコンディショナ及び大型蓄電池の試験・評価施設の整備を行い、2016年4月より運用を開始し、2024年度には、全固体電池など次世代蓄電池の試験を安全に行うことができる新たな試験・評価施設の運用を開始した。2025年度においては、パワーコンディショナで70件、蓄電池で31件の試験・評価を実施した。また、両施設を活用し、我が国の国際競争力強化に資する試験手法及び国際標準の開発を行った。

(5) 標準化人材の育成・確保

②大学等における標準化教育の推進

標準化に関する講義への活用のために開発した教材の公開を継続するとともに、講師として職員を大学へ派遣し、標準化に関する講義を実施した。

第3節 中堅・中小企業支援

1. 賃上げに向けた価格転嫁・取引適正化の徹底

(1) 取適法（中小受託取引適正化法）・振興法（受託中小企業振興法）の着実な執行

2026年1月に施行された取適法・振興法の着実な執行に向けて、関係省庁と連携した業界向け説明会、分かりやすい動画コンテンツを活用した広報等を通じて、事業者に対する改正内容や法運用に関する考え方等の周知を徹底した。加えて、関係省庁の連携の下、業界団体への取引適正化に係る要請や行政指導等を実施した。

(4) 取引適正化に係る自主行動計画の改定・徹底

事業所管省庁を通じた自主行動計画の策定・改定に係る要請を行うとともに、自主行動計画を策定している31業種のうち20業種において、大臣・副大臣・大臣政務官等による業界団体への取引適正化に係る要請を実施した。

2. 中小企業の経営の革新及び創業促進、事業承継・引継ぎ支援

(1) 経営革新の促進

経済的環境の変化に即応して中小企業が行う新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用、その他の新たな事業活動を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る経営革新を支援するため、以下のような支援措置を行った。

①新事業活動促進資金（財政投融資）

「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）」に基づく経営革新計画の承認を受け、経営革新のための事業に取り組む事業者等に対して、（株）日本政策金融公庫による融資を実施した。

②「中小企業信用保険法」の特例

「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新計画の承認を受け、当該事業を行う際の資金供給を円滑化するために、信用保証協会において、「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」に規定する普通保険、無担保保険及び特別小口保険等の特例による支援を引き続き実施した。

(2) 創業・ベンチャーの促進

①新規開業・スタートアップ支援資金（財政投融資）

（株）日本政策金融公庫が、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方に対して、融資を実施した。

④エンジェル税制

スタートアップ企業へ投資を行い、株式を取得した個人投資家に対する税制上の優遇措置であり、2025年度税制改正において、株式譲渡益が発生した年分の確定申告時の手続き等を前提に、再投資期間が、株式譲渡益が発生した年の翌年末まで延長した。

⑤オープンイノベーション促進税制

事業会社がスタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業に新規出資する際に株式を一定額以上取得する場合や、スタートアップの成長に資するM&Aを行う際に発行済株式を取得する場合に、その株式の取得価額の25%が所得控除される措置を2027年度末まで適用期間を2年間延長するとともに、M&A型について、マイノリティ取引（3年以内に議決権の過半数を超えることが見込まれる、50%以下の発行済株式の取得）を対象化し、取得した株式の取得価額の20%が所得控除される措置を追加した。

(4) 事業承継・引継ぎ支援

③法人版事業承継税制（特例措置）

2018年度税制改正において、「法人版事業承継税制」を抜本拡充し、2018年からの10年間限定で、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を100%猶予・免除する特例措置を創設した。2025年度税制改正において、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任要件を特例期間に限り事実上撤廃した。

④個人版事業承継税制

2019年度税制改正において、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年からの10年間限定で、事業用資産の承継に係る相続税・贈与税の納税を100%猶予・免除する制度を創設した。2025年度税制改正において、「事業承継税制が適用されるためには、事業用資産の贈与日に後継者が事業従事後3年以上経過している必要がある」という事業従事要件を特例期間に限り事実上撤廃した。

(5) 中小企業の海外展開支援

①新規輸出1万者支援プログラム

経済産業省、中小企業庁、（独）日本貿易振興機構及び（独）中小企業基盤整備機構が一体となり、全国の商工会・商工会議所等と協力して新たに輸出に取り組む中堅・中小事業者の掘り起こし、個々の事業者が抱える課題に応じて専門家による伴走支援、海外ECや見本市への出展支援などを実施した。

③海外展開・事業再編資金（財政投融资）

（株）日本政策金融公庫を通じて、経済の構造的変化に適応するために海外展開又は海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを

支援するための融資及び中小企業の海外子会社に対する直接融資の特例（クロスボーダーローン）による必要な融資を実施した。

4. 中小企業のものづくり基盤技術強化

(3) 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した経営力向上計画を策定し、認定された事業者に対して、税制面の後押しや（株）日本政策金融公庫の融資制度等の金融面の支援を講じた。また、経営力向上計画の電子申請の普及に努めた。

(4) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が、機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置について、2025年度税制改正において適用期限を2026年度末まで2年間延長した。

(5) 中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法に基づき経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等が、その経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる措置について、2025年度税制改正において適用期限を2026年度末まで2年間延長した。また、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ策定などを要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上にかかる設備投資に伴う建物を対象設備に追加した。

(6) 固定資産税の特例（中小企業等経営強化法による支援）

2025年度税制改正において、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長し、賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間課税標準を2分の1に軽減、賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間課税標準を4分の1に軽減することとした。

5. 中堅企業の成長促進

(2) 中堅・中小グループ化税制

2024年度税制改正において、成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しするため、既存の中小企業事業再編投資損失準備金制度について中堅企業を対象に追加し、複数回のM&Aを行う場合の積立率を最大100%に拡大

するとともに、据置期間を10年に大幅に長期化した。2024年9月より、改正産業競争力強化法が施行され、中堅・中小グループ化税制を活用する際に必要な特別事業再編計画の申請受付を開始した。

第2章 ものづくり産業における人材育成に係る施策

第1節 人材確保と雇用の安定

1. 人材確保の支援

(1) ハローワークにおけるきめ細かなマッチング支援

ハローワークにおいては、分かりやすい求人票の作成に向けた助言・指導や、企業説明会・就職面接会の開催に取り組む等のきめ細かなマッチング支援を行っている。

3. 労働力需給調整機能の強化

(1) 求人関係情報の積極的な提供等

ハローワークインターネットサービスにおいて、全国のハローワークで受け付けた求人の情報提供を引き続き実施している。

5. 年齢に関わりなく働ける社会の実現

(1) 高齢者雇用の促進

① 高齢者の雇用・就業機会を確保する措置の促進

65歳までの雇用を確保する制度を導入する義務及び70歳までの就業機会を確保する制度を導入する努力義務を定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」に基づき、事業主に対して、ハローワークによる啓発・指導等を実施した。

第2節 職業能力の開発及び向上

1. 労使の協働による学び・学び直しの促進

企業・労働者双方の持続的成長に向けて、企業内の職業訓練の強化を図るとともに、労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを促進するために、企業・労働者が協働して取り組むべき事項や公的な支援策を体系的にまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を、労使双方の代表が参画する労働政策審議会人材開発分科会における議論を経て2022年6月に策定した。さらに、特設サイトのコンテンツの拡充やシンポジウムの開催等により、学び・学び直しの気運の醸成や企業の人的投資の促進、公的支援策の活用勧奨に取り組んでいる。

2. ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進

（4）地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定促進

都道府県労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施機関など地域の関係者による都道府県単位の協議会において、各地域における人材ニーズについて議論するほか、前年度の各分野における公的職業訓練実施状況を分析し、これらの協議内容や分析等を踏まえ、地域の実情に応じた職業訓練実施計画を策定している。また、協議会の下に設置されたワーキンググループを活用し、訓練修了生や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果の把握・検証を行い、訓練内容の改善に取り組んでいる。

（5）職業訓練の質の向上

民間教育訓練機関が提供する職業訓練サービスの質の確保・向上を図るため、厚生労働省では、2011年12月に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」を策定し、PDCAサイクルを活用することにより職業訓練サービスの質を向上させる取組を進めている。2014年度よりガイドライン研修を実施しており、公的職業訓練のうち委託訓練の契約及び求職者支援訓練の認定に当たっては、ガイドライン研修の受講を要件化している。

3. 事業主が行う職業能力開発の推進

（3）キャリアコンサルティングの普及促進

キャリアコンサルティングを行う専門職として、2016年4月に「キャリアコンサルタント」が国家資格化された。5年ごとの更新講習の受講の義務や、守秘義務、信用失墜行為の禁止等の規定も設けられたことにより、知識・技能の質の担保が図られている。キャリアコンサルタントは、キャリア形成支援の社会インフラとして、活動の機会が広がっており、その登録者数は、2026年3月末現在、86,370人に上っている。キャリアコンサルタントに係る試験は、厚生労働大臣の登録を受けた試験機関が行うキャリアコンサルタント試験のほか、キャリアコンサルティング職種の技能検定（1級、2級）が実施されている。

また、労働者のキャリア形成を支援するため、年齢、就業年数、役職等の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みである「セルフ・キャリアドック」について、キャリア形成・リスクリング支援センターによる周知や勧奨、相談・研修等の実施を通じて、企業への導入及び取組定着の支援を行った。

4. 労働者の主体的な職業能力開発のための環境整備

(2) ジョブ・カード制度の推進

ジョブ・カード制度は、2008年に創設され、2015年には、「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」において、職務経歴等記録書として位置付けられた。個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するための「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を持つツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援と併せて、個人のキャリア形成や多様な人材の円滑な就職促進に役立てられている（2025年3月末時点のジョブ・カードの作成者数は、累積で約394万人）。

5. 外国人材の育成

(2) JICA事業への協力等政府間の技術協力

外務省及び（独）国際協力機構（JICA）と連携し、開発途上国の人づくりを支援するため、我が国の経済社会の発展を支えてきた人材養成に係るノウハウを活用し、開発途上国における職業能力開発関係施設の整備・運営や技能人材の育成のためのシステム整備等に関する助言、職業能力開発分野の専門家の派遣、職業能力開発分野の研修員の受入れに対する協力等を行った。

(3) 外国人技能実習制度の適正な実施及び育成就労制度の創設

外国人技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を通じた国際協力の推進を目的に、1993年に創設された。2017年11月1日には、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）」（以下、技能実習法）が全面施行され、同法に基づいて設立された外国人技能実習機構において、制度の適正な実施及び技能実習生の保護のため、監理団体及び実習実施者に対する指導等や技能実習生に対する母国語相談等の支援を実施している。

技能実習制度の在り方については、技能実習法等の附則に基づく検討の時期を迎えたことから、2022年12月から「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において検討が行われ、2023年11月に最終報告書が提出された。これを踏まえ、2024年2月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」を決定した。これを基に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が第213回通常国会に提出され、2024年6月に成立・公布された。本改正法は、一部を除き2027年4月1日に施行する予定である。

本改正法により、技能実習法は「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」（以下、育成就労法）に改正され、技能実習制度に替え

て、人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度が創設される。育成就労制度では、特定技能制度において従事することができる業務との連続性を持たせ、就労を通じて特定技能1号の在留資格において要求される技能と同水準の技能を有する人材を育成することとしてキャリアアップの道筋を明確にする。また、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、外国人ごとに作成する育成就労計画の認定の仕組みや、監理支援事業を行う監理支援機関の許可の制度を定め、外国人技能実習機構を改組し外国人育成就労機構を設けるほか、やむを得ない事情がある場合のほかにも一定の要件を満たす場合には、技能実習制度においては認められていなかった、本人の意向による転籍を認めるなどの措置を講じている。

育成就労法の施行に向けては、2025年2月から「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」において、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針について検討が行われ、2025年3月、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」が「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」における了承の上、閣議決定された。

その後、同有識者会議において、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針について検討が行われ、2026年1月、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針及び特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」が「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」における了承の上、閣議決定された。

第3節 ものづくりに関する能力の適正な評価、労働条件の確保・改善

2. 「ものづくり立国」の推進

(1) 各種技能競技大会等の実施

①各種技能競技大会

(ア) 技能五輪国際大会

青年技能者（原則22歳以下）を対象に、技能競技を通じ、参加国・地域の職業訓練の振興及び技能水準の向上を図るとともに、国際交流と親善を目的として開催される大会である。1950年に第1回大会が開催され、1973年から原則2年に1度開催されており、我が国は1962年の第11回大会から参加している。

直近では、2024年9月にフランス・リヨンで「第47回技能五輪国際大会（リヨン大会）」が開催された。

日本選手団は、47職種の競技に参加した結果、「産業機械」や「自動車板金」などの5職種で金メダルを獲得したほか、銀メダル5個、銅メダル4個、敢闘賞21個を獲得し、金メダルの国別獲得数では世界5位の成績を収めた。次回の第48回大会は、2026年9月に中国・上海での開催が予定されている。

また、2028年11月の第49回大会は、日本・愛知での開催が決定している。我が国では、1970年の東京大会、1985年の大阪大会、2007年の静岡大会に続き、国際大会の開催は4回目となる。

(イ) 技能五輪全国大会

国内の青年技能者（原則23歳以下）を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えると同時に、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重の気運醸成を図ることを目的として実施する大会であり、1963年から毎年実施している。

直近では、2025年10月に愛知県の愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）を主会場として第63回技能五輪全国大会を開催し、全42職種（エキシビジョン職種を含む）の競技に全国から1,025人の選手が参加した。次回は2026年12月に愛知県での開催を予定している。

(ウ) 全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）

障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会であり、障害者の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害者に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催している。なお、「アビリンピック」（ABILYMPICS）は、「アビリティ」（ABILITY・能力）と「オリンピック」（OLYMPICS）を合わせた造語である。

全国アビリンピックは、1972年から、おおむね4年に1度開催される国際アビリンピックの開催年を除き、毎年開催されている。

直近では、2025年10月に、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構により愛知県で第45回大会が開催された。401人の選手が参加して、「家具」、「義肢」、「縫製」などのものづくり技能を含む25の種目について競技が行われた。

(エ) 国際アビリンピック

障害のある人々が職業技能を競い合うことにより、障害者の職業的自立の意識を喚起するとともに、事業主や社会一般の理解と認識を深め、さらに国際親善を図ることを目的として開催されている。国連で定めた「国際障害者年」である1981年に日本・東京で第1回大会が開催されて以来、おおむね4年に1度開催されており、直近では第10回大会が2023年3月にフラン

ス・メッセで開催され、日本選手は、「歯科技工種目」で金賞を獲得し、銀賞4個、銅賞3個、特別賞1個の成績を収めた。

(オ) 若年者ものづくり競技大会

職業能力開発施設、工業高等学校等において技能を習得中の若年者（原則20歳以下）で、企業等に就職していない者を対象に、技能競技を通じ、こうした若年者に努力目標を与え、技能向上及び就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として実施する大会である。

直近では、2025年8月に香川県のあなぶきアリーナ香川を主会場として第20回若年者ものづくり競技大会を開催し、全15職種の競技に全国から358人の選手が参加した。次回大会は2026年8月に富山県での開催を予定している。

(カ) 技能グランプリ

特に優れた技能を有する1級技能士などを対象に、技能競技を通じ、技能の一層の向上を図るとともに、その熟練した技能を広く国民に披露することにより、その地位の向上と技能尊重の気運の醸成を図ることを目的として実施する大会である。

1981年度から実施しており、2002年度からは原則2年に1度開催している。直近では、2026年2月に、大阪府のインテックス大阪を主会場として第33回技能グランプリを開催し、全30職種の競技に全国から430人の選手が参加した。次回大会は2028年2月に東京都での開催を予定している。

3. 労働条件の確保・改善

(1) 労働条件の確保対策

労働基準監督署等において、製造業を含め、長時間労働の抑制や賃金不払事案の解消等の一般労働条件の確保・改善や労働者の安全と健康の確保に向けた対応のほか、解雇等の事案にも適切に対応した。

第3章 ものづくり基盤技術に係る学習の振興に係る施策

第1節 学校教育におけるものづくり教育の充実

1. 初等中等教育において講じた施策

(1) 全国産業教育フェアの開催

全国の専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する場を提供し、学習意欲等を高めるとともに、産業界、教育界を始め、国民一般に広く産業教育への理解を深めてもらうため、専門高校等の生徒の研究発表や作品展示等を行う全国産業教育フェアを2025年10月25日及び26日に福島県において開催した。

(4) 教員研修の実施

職業に関する教科の教員等を対象とした研修を実施した。

2. 専修学校教育において講じた施策

(2) 「職業実践専門課程」の認定

2014年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」制度を実施（認定学校数：1,216校、認定学科数：3,332学科（2026年3月31日現在））。

(3) 「キャリア形成促進プログラム」の認定

2018年度から、専修学校における、社会人が受講しやすい工夫や企業等との連携がされた実践的な短期プログラムを「キャリア形成促進プログラム」として文部科学大臣が認定する制度を創設（認定学校数：18校、認定課程数：23課程（2026年2月4日現在））。

4. 大学教育において講じた施策

(1) 職業実践力育成プログラム（BP）

社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定する制度を実施（認定課程数：496課程（2025年12月16日現在））。

(4) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度

デジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIに関する、大学・高等専門学校の正規の課程の教育プログラムのうち、一定の要件を満たした優れた教育プログラムを文部科学大臣が認定・選定する制度を実施（リテラシーレベル：609件、応用基礎レベル：388件（2026年4月1日現在））。

第4章 災害等からの復旧・復興、強靱化に係る施策

第1節 東日本大震災に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

②被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティネット保証とは別枠の保証制度である「東日本大震災復興緊急保証」を引き続き実施した。

第2節 令和2年7月豪雨に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 災害からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①令和2年7月豪雨特別貸付（財政投融資）

令和2年7月豪雨特別貸付により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、（株）日本政策金融公庫における「令和2年7月豪雨特別貸付」を引き続き実施した。

②信用保証による資金繰り対策

令和2年7月豪雨特別貸付により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、信用保証協会における「災害関係保証」を引き続き実施した。

③政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充（政策金融））

令和2年7月豪雨により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の金利の引下げを実施した（令和2年7月豪雨型の2025年12月末時点の実績は、16件、0.8億円）。

第4節 原材料価格・エネルギー価格高騰等に係るものづくり基盤技術

振興対策

1. サプライチェーンの強靱化に向けた取組

(2) 中小企業等事業再構築促進事業（サプライチェーン強靱化枠）（中小企業等事業再構築促進基金：2兆3,369億円の内数）

海外で製造する部品等の国内回帰や地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠な製品の生産により、国内サプライチェーン強靱化及び地域産業の活性化に資する中小企業等の取組を支援した。

第5節 令和6年能登半島地震に係るものづくり基盤技術振興対策

1. 資金繰り対策

(1) 震災からの再建・再生に向けた資金繰り支援

①令和6年能登半島地震特別貸付（財政投融资）

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、（株）日本政策金融公庫における「令和6年能登半島地震特別貸付」を引き続き実施した。

②被災中小企業への資金繰り支援（信用保証）

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、信用保証協会における「コロナ借換保証」を引き続き実施した。

③二重債務問題対策

令和6年能登半島地震で被災した事業者の二重債務問題に対応するため、「能登半島地震復興支援ファンド」を引き続き運用。

④政府関係金融機関の運営に必要な経費（マル経融資の貸付限度額・金利引下げ措置の拡充（政策金融））

令和6年能登半島地震により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証人で利用できる（株）日本政策金融公庫によるマル経融資の金利の引下げを実施した（令和6年能登半島地震型の2025年12月末時点の実績は、87件、4.1億円）。

2. 工場等の復旧の支援

(2) 仮施設整備支援事業（(独) 中小企業基盤整備機構の事業として実施）

令和6年能登半島地震により被害を受け、事業場・周辺インフラが損壊し、本復旧へ相当期間着手できない状況にある中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、自治体が整備する仮施設に必要な費用を助成し、技術面、運用面に関する助言を行った。

第5章 ものづくり分野に係る主な表彰等制度

①ものづくり日本大賞

我が国産業・文化を支えてきた「ものづくり」を継承・発展させるため、ものづくりを支える人材の意欲を高め、その存在を広く社会に知られるようにすることを目的に、製造・生産現場の中核を担っている中堅人材や、伝統的・文化的な「技」を支えてきた熟練人材、今後を担う若年人材など、「ものづくり」に携わっている各世代の人材のうち、特に優秀と認められる人材を表彰。

②日本スタートアップ大賞

次世代のロールモデルとなるような、社会的インパクトのある新事業を創出したスタートアップを表彰することにより、積極的な挑戦の重要性や起業家への評価を浸透させ、社会全体のチャレンジ精神の高揚を図ることを目的としている。本大賞は、2015年から実施の「日本ベンチャー大賞」を2022年から改称したもの。令和7年度は、内閣総理大臣賞と経済産業大臣賞を中心に、スタートアップ10社を表彰した。

③産業標準化事業表彰

世界で通用する標準化人材の育成に寄与し、我が国における産業標準及び適合性評価活動の促進、ひいては我が国産業の発展に資することを目的として、日本産業規格(JIS)や国際規格等の作成、普及・促進、標準化を活用した市場創出や社会課題の解決等に功績のあった個人及び組織、並びにこれらの活動において今後の更なる活躍が期待される個人を表彰。

④製品安全対策優良企業表彰

事業者の製品安全に関する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として、製品安全の確保に向け積極的に取り組んでいる製造事業者・輸入事業者・小売販売事業者等のうち、優れていると認められた企業・団体を表彰。

また、令和7年度より新たに製品部門を追加し、「誤使用・不注意による製品事故リスクを低減した製品に対する表彰・表示制度（+あんしん）」を創設。本制度は、誤使用等による事故の未然防止に資するリスク低減対策を有する製品についてその有効性を評価し、評価された製品に対して「+あんしんマーク」の表示を認めるもの。これにより、消費者に対する当該製品のリスク低減に関する理解の醸成を図るとともに、安全性に配慮した製品が市場において適切に評価される環境を整備する。あわせて、事業者が安全性を価値として認識し、安全な製品の開発を促すことで、競争力や収益力の向上を通じた製品安全水準の向上につながる市場・流通環境の構築を目指す。

⑤知財功労賞

知的財産権制度の発展及び普及・啓発に貢献のあった個人に対して「知的財産権制度関係功労者表彰」、また、制度を有効に活用しその発展に寄与した企業等に対して「知的財産権制度活用優良企業等表彰」として、経済産業大臣表彰及び特許庁長官表彰を実施。また、令和7年度からは、農林水産・食品分野において、知的財産権その他の知的財産を効果的に保護・活用し、事業経営の発展に顕著な成果を収めた企業等に対して、農林水産大臣表彰及び輸出・国際局長表彰も実施。さらに、令和7年度に限り、2025年日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博）の開催に際し、知的財産を活用した大阪・関西万博の機運醸成に貢献した企業や、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」と親和性が高い取組を行った企業等に対して、大阪・関西万博特別賞の表彰を実施。これらの表彰を合わせて、「知財功労賞」と総称。

令和7年度は、経済産業大臣表彰として個人2名と企業等7者、特許庁長官表彰として個人5名と企業等14者、大阪・関西万博特別賞として企業等3者、農林水産大臣表彰として企業等1者、輸出・国際局長表彰として企業等2者を表彰。

加えて、令和7年度は専売特許条例（現在の特許法）が公布されてから140周年にあたる節目の年となることから、これを記念し、産業財産権制度の普及・発展に極めて顕著な功労や功績があった企業等、また、本制度を活用し、地域経済の発展に極めて顕著な功績があった企業等6者に対し、「内閣総理大臣感謝状」を贈呈した。

⑥卓越した技能者の表彰制度

広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させて技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的として卓越した技能者を表彰。

⑦職業能力開発関係厚生労働大臣表彰

認定職業訓練、技能検定及び技能振興の推進、技能労働者の技能水準の向上や処遇・地位の向上並びに「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）」の周知徹底を図ることを目的に、認定職業訓練関係・技能検定関係・技能振興関係の優良事業所、団体及び功労者を表彰。

⑧若年者ものづくり競技大会

職業能力開発施設、工業高等学校などにおいて技能を習得中の若年者（原則20歳以下）で、企業などに就職していない者を対象に、技能競技を通じ、こうした若年者に目標を与え、技能向上及び就業促進を図り、併せて若年技能者の裾野の拡大を図ることを目的として、毎年夏頃に開催。各競技職種の新賞受賞者に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑨技能五輪全国大会

国内の青年技能者（原則 23 歳以下）を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の気運醸成を図ることを目的として、毎年秋頃に開催。各競技職種の金賞受賞者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑩障害者技能競技大会（アビリンピック）

障害者が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的に、アビリンピックの愛称の下、全国障害者技能競技大会を実施。その金賞受賞者を表彰。

⑪技能グランプリ

技能グランプリは、技能士の技能の一層の向上を図ること等を目的として、各都道府県から選抜（年齢制限はなし）された特に優れた技能を有する 1 級技能士等（単一等級含む）が参加する技能競技大会。各競技職種の花賞受賞者のうち、特に顕著な成績を収めた者に対して、内閣総理大臣賞が授与される。内閣総理大臣賞受賞者以外の金賞受賞者及び最優秀選手団に対して、厚生労働大臣賞が授与される。

⑫職業能力開発論文コンクール

職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、職業能力開発の推進と向上に資することを目的として、職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、優秀な論文を表彰。

⑬職業訓練教材コンクール

職業訓練指導員の技術水準の向上を図り、もって職業訓練の推進とその向上に資することを目的として、訓練を担当する職業訓練指導員等が開発した教材のうち、その使用により訓練の実施効果が上がり、創意工夫にあふれ、広く関係者に普及するに足る優れたものを表彰。